

愛媛県出資法人経営評価指針に基づく平成 23 年度経営評価結果（総括）

愛媛県出資法人経営評価専門委員会

1 平成 23 年度経営評価の進め方

「愛媛県出資法人経営評価指針」（以下「指針」という。）に基づく経営評価の初年度となる平成 23 年度においては、平成 22 年度決算を踏まえた経営状況及び平成 22 年度における取組実績などをまとめた経営評価検証シートをもとに、出資法人及びこれを所管する県所管課で実施した自己点検評価（1次評価）を踏まえ、当委員会による外部評価（2次評価）を実施した。その際、平成 22 年度にとりまとめられた愛媛県出資法人改革プラン（平成 18 年 3 月策定。以下「プラン」という。）に基づく最終点検評価結果のフォローアップを行うとともに、中長期的視点からみた各出資法人の課題についても議論を行った。

《検討の経過》

実施日・期間	内 容	協議事項等
平成 23 年 9 月 9 日	第 1 回経営評価専門委員会	指針(案)、検証シート(案)等の検討、23 年度の進め方協議
9 月 9 日	第 1 回打合せ	各法人の概要及びプランに基づく最終点検評価結果
10 月	県出資法人経営評価指針	
10～11 月	各法人(22 法人)による 1 次評価 実施	
12 月 20 日	第 2 回打合せ	1 次評価結果確認
平成 24 年 2 月 6 日	第 3 回打合せ	2 次評価(案)協議
2～3 月	2 次評価の検討、各法人への確認等	
3 月 22 日	第 2 回経営評価専門委員会	2 次評価の審議・決定

2 基本的取組事項

指針に定める基本的取組事項に対する評価は、次のとおりである。

(1) 出資法人の自主性・自律性の向上

① 組織体制の見直し

新公益法人制度への移行手続き等を行う必要がある出資法人（特例民法法人）は、すでに移行済の 3 法人を除き、12 法人ある。平成 23 年度においては、このうち 6 法人が平成 24 年 4 月からの移行を目指して移行申請の手続きを行い、いずれの法人も県公益認定等審議会から公益財団法人への移行の認定の答申を受けた。

この他、4 法人が平成 24 年度中又は平成 25 年 4 月からの移行を計画しており、平成 24 年度中に確実に手続きを実行する必要がある。残る 2 法人は、移行に当たっての諸課題を解決するため協議等を行っており、明確な移行の方針又は時期を示すことができていない。この 2 法人については、必要となる手続きが計画的に進められるよう、危機感を持って早急に取り組まれない。

《新公益法人制度への対応状況》

（平成 24 年 3 月 22 日現在）

移行手続き 実施時期	法人数	摘 要
平成 22 年度	3	公益財団法人へ移行 ⇒ (公財)愛媛県動物園協会、(公財)愛媛県暴力追放推進センター、(公財)伊方原子力広報センター

平成 23 年度	6	県公益認定等審議会から公益財団法人の認定答申済 ⇒ (財)愛媛県埋蔵文化財調査センター、(財)愛媛県国際交流協会、(財)愛媛の森林基金、(財)愛媛県文化振興財団、(財)えひめ産業振興財団、(財)松山観光コンベンション協会
平成 24 年度	4	いずれの法人も公益社団・財団法人への移行を予定 ⇒ (財)えひめ女性財団、(財)えひめ農林漁業担い手育成公社（申請中）、(社)愛媛県園芸振興基金協会、(財)えひめ海づくり基金
未 定	2	(財)愛媛県スポーツ振興事業団は、公益財団法人への移行を予定しているが、移行時期は未定。(財)愛媛県廃棄物処理センターは、移行の方向性・時期ともに未定。

② 経営基盤の充実・強化

平成 22 年度決算において、赤字を計上した法人は 8 法人であり、前年度と比較し 1 法人増加したが、その赤字額の合計は 52,372 千円となり、前年度より約 2 千万円減少した。赤字額が減少した主な要因としては、(財)愛媛県廃棄物処理センターにおいて微量 PCB 汚染物の処理を平成 22 年度から始めたことにより、単年度赤字から黒字決算に転換したことがある。

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	増減 (H21⇒22)
赤字法人数	11 法人	7 法人	8 法人	1 法人
赤字額	464,959 千円	72,456 千円	52,372 千円	△20,084 千円

(注) 赤字は、公益法人については当期経常増減額が減少したものの、会社法人及び特別法人については経常損失を計上したもので把握

赤字となっている出資法人の平均赤字額は減少傾向にあるが、近年の国・県からの財政支援の減少傾向、低金利が続く中で、各法人において安定した収入が確保できていないとまではいえず、厳しい経営環境が続いていることには変わりがない。このため、各出資法人においては、一層の効率的・効果的な運営や事業の実施に努められたい。

③ 役職員数及び給与制度の見直し

平成 21 年度から 22 年度にかけ、役員数は 7 人、職員数は 14 人、それぞれ減少した。役員数については、動物園協会及び暴力追放推進センターが、公益財団法人への移行に伴い、それぞれ 4 人減少するとともに、職員数については、南レクが一部業務の外部委託により 9 人、土地開発公社が事業量に見合う県派遣職員の削減等により 4 人減少した。各法人においては、引き続き、組織のスリム化に意を用いられたい。

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	増減 (H21⇒22)
役員数	361 人	341 人	334 人	△7 人
職員数	713 人	752 人	738 人	△14 人

(注) 役員数、職員数には、臨時、非常勤、県派遣、県兼務、県退職者等を含む。

役員と職員を兼務する場合は、それぞれに計上。

給与制度の見直しについては、社会福祉事業団において、非正規職員の報酬月額を引き上げ、処遇改善を図った。各法人とも厳しい経営環境が続いているが、業績や経営状況の実態に応じた給与等水準の適正化に努めるとともに、職員の労働インセンティブが働きやすい人事・給与制度の改善にも取り組まれたい。

(2) 県の関与の適正化

① 財政的な関与の見直し

平成 21 年度から 22 年度にかけ、県補助金・負担金は 1 億 8,000 万円減少したが、県委託料は 2,100 万円増加し、全体としては 1 億 5,900 万円の減少となった。県補助金・負担金が減少した主な要因としては、派遣職員の人件費が補助金から県の直

接支給等が変わったことによる影響が大きく、実質的な関与の縮小とは言い切れない。なお、委託料の増加は、県からの依頼による埋蔵文化財発掘調査事業が増加し、これに要する経費が、平成 20 年度に比べ平成 21・22 年度は 2 億円前後増えたことによる影響が大きい。

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	増減 (H21⇒22)
県補助金・負担金	1,098 百万円	653 百万円	473 百万円	△180 百万円
県委託料	2,425 百万円	2,569 百万円	2,590 百万円	21 百万円
計	3,523 百万円	3,222 百万円	3,063 百万円	△159 百万円

② 人的関与の見直し

平成 21 年度から 22 年度にかけ、県派遣職員が 4 人（土地開発公社 3 人など）減少、県兼務職員が 4 人（産業振興財団 4 人など）増加、県職員の役員数が 3 人（動物園 2 名）減少し、県としての人的関与は、全体として微減となった。県職員の派遣・兼務は、必要最小限に留めるとともに、その見直しが進んでいない場合は、経営状況や人材の状況等を勘案しながらそのあり方を検討されたい。

年 度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	増減 (H21⇒22)
県派遣職員数	51 人	42 人	38 人	△4 人
県兼務職員数	42 人	43 人	47 人	4 人
県職員(特別職を含む)の役員数	35 人	31 人	28 人	△3 人
県退職者の役職員数	37 人	40 人	41 人	1 人
計	165 人	156 人	154 人	△2 人

(注) 県退職者が役員と職員を兼務する場合は、それぞれに計上しているが、これに該当する者は 9 人

(3) 法人情報等の積極的な開示等

指針において、出資法人は自らのホームページで法人情報を公開するとともに、自らの県民へのアピールに積極的に努めることとしているが、法人自らのホームページを開設していない法人が 3 法人あった。このうち、瑕疵担保責任の履行など残務事務を行っている住宅供給公社を除く 2 法人（園芸振興基金協会、えひめ海づくり基金）は、自らのホームページの開設を検討し、財務諸表などの法人情報の公開や広報活動の実施を図るよう努められたい。

3 平成 23 年度経営評価全般を通じて

各法人を取り巻く厳しい経営環境を背景に、出資法人によっては事業規模を縮小せざるを得ない状況となっているが、赤字とならないよう経費削減等に取り組んでおり、このこと自体は評価できる。一方で出資法人には、本来、県レベルの広域的な効果が発揮できるような取組みが求められることから、厳しい経営環境の中でも工夫をして事業を実施していくことが必要である。

県では「愛媛県・市町連携政策会議」を設置し、県と市町の連携による総合力の発揮や二重行政の解消など、組織の垣根を越えた施策連携に取り組もうとしている。このような連携による取組は、厳しい経営環境にある出資法人においても取り入れる余地があるものと考えられる。

文化・スポーツの振興、男女共同参画社会づくり、国際交流、埋蔵文化財保護思想の普及などについては、市町、関係団体や NPO 法人など、類似の業務を実施している団体との連携により、お互いが「補完」し、総合化する視点で資源をより有効に活用して事業に取り組んでいくことが望まれる。このような観点からより効率的・効果的な法人運営と積極的な事業展開が行えるよう、関係機関・団体との事業分担や共同実施などを検討していく必要がある。